

## 京丹後市入札監視委員会(平成 23 年度第 1 回) 議事概要

開催日時	平成 23 年 7 月 15 日 (金) 午後 1 時～午後 5 時	
開催場所	ルビノ京都堀川 2 階 嗟峨の間 (京都市上京区東堀川通下長者町下ル)	
出席委員氏名 (職業)	委員長 角田 曉治 (大学院 准教授) 委員 田辺 保雄 (弁護士) 委員 村尾 愼哉 (公認会計士)	
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会あいさつ (米田副市長)</li> <li>2 委員長の選出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の互選により委員長に角田委員を選出。</li> <li>・委員長から委員長代理に田辺委員を指名。</li> </ul> </li> <li>3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「浄化槽工事 発注等級と落札率」について</li> <li>(2) 「土木一式工事 B 等級の入札結果の分析」について</li> </ol> </li> <li>4 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 抽出工事に関する審議について</li> <li>(2) 入札及び契約手続きの運用状況等について</li> </ol> </li> <li>5 次回抽出委員の選出 角田委員長を選出 (五十音順で持ち回り)</li> <li>6 次回会議について <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ会議での開催を決定。</li> </ul> </li> <li>7 閉会あいさつ (米田副市長)</li> </ol>	
審議対象期間	平成 22 年 10 月 1 日 ～ 平成 23 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考)  対象件数 117 件
一般競争入札	1 件	
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	3 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。</p> <p>ただし、積算根拠について、設計者の意図や能力に依拠している部分が大きいように思われるので、適正な積算に基づく工事発注のため、積算の標準化を図るルール・仕組みを検討されたい。</p>	

## 別紙

### 「3 報告事項 関係」

#### 1 「浄化槽工事 発注等級と落札率」について

※ 平成 22 年度第 2 回会議において浄化槽工事の案件の審議を行った中で、委員から、浄化槽工事の発注等級と落札率について、過去の入札結果も含め発注等級と落札率の相関関係について分析と検討をされるよう、要望があったことについての報告。

意見・質問	回答等
○ 平成 21 年度の入札について(1) C等級の業者をB等級の入札に指名したことについて、何か不具合等はあったのか。	入札の結果として、C等級の業者が落札しましたが、工事は問題なく完了しています。
○ 格付基準の緩和について (1) C等級の業者のほうが、積算が正確で適正な価格で応札できるのであれば、格付基準を緩和してB等級の工事にもC等級の業者を指名し、競争を促進すればいいのでは。	「京丹後市建設工事指名競争入札等の指名及び選定要領」の発注標準に基づく指名を行っていますので、現時点ではできませんが、今後、定期的に状況を分析し、見直すことも検討します。
○ 平成21年度の入札について (2) 平成 21 年度の入札でC等級の業者をB等級の入札に指名したことについては、発注標準の例外なのか。	「京丹後市建設工事指名競争入札等の指名及び選定要領」の、同一等級の業者が 5 者に満たない場合は、5 者以上を満たすために、下の等級から指名することができるという規定に基づき指名しました。
○ 発注標準の見直しについて 発注標準は、適宜、見直しをすることはできるのか。	可能です。今後も継続して、分析を行い、発注標準の見直しや格付の関係も研究します。
○ 格付基準の緩和について (2) (意見) B等級の工事で、B等級の業者が 5 者以上であっても、C等級の業者を入れて入札しても支障がないのであれば、そのほうが合理的ではないか。	
○ 平成 23 年度の傾向について 平成 23 年度はB等級の業者が増えているが、入札結果の傾向に変化はみられるのか。	今年度はまだ、B等級の浄化槽工事の発注がありませんので、分析ができておりません。

2 「土木一式工事 B 等級の入札結果の分析」について

※ 平成 22 年度第 2 回会議において土木一式工事 (B 等級) の案件の審議を行った中で、委員から、土木一式工事 B 等級の入札結果について、落札率の数値が両極端になっていることに対する分析をされるよう、要望があったことについての報告。

意見・質問	回答等
○ 業者数について (1) 平成 23 年度の業者数は。	19 者です。
○ 業者数について (2) 平成 21 年度から平成 22 年度に増えた業者数は。	4 者増です。
○ 落札率について 業者数も増えたのに落札率が上がっているのか。	平成 22 年度は上がっています。平成 23 年度は現時点での数字ですが、入札件数 4 件、平均落札率は 82.06%でした。4 件のうち、一般競争に付した案件は 2 件となっています。
○ 他の等級について A 等級及び C 等級の一般土木工事は、落札率のばらつきは見られないのか。	A 等級については、ばらつきは見られません。
○ 積算能力について 管工事では等級の低い C 業者のほうが積算能力が高いという説明であったが、土木一式工事の場合は。	浄化槽工事の場合、C の業者は土木業者がほとんどですので、積算に慣れており、能力も高いと考えられます。土木一式工事の場合は、積算能力の点で言うと、A が一番高く、その次が B、C ではないかと考えています。
○ 積算能力と落札率について 積算能力の高い順に落札率が上がっていくのであればわかるが、A が低く、B が高く、また C になると低くなるのは、積算能力とは別の理由があるのでは。	業者数も関係しているのではないかと思います。業者数の割に入札件数が少ないということで、競争が激しくなるということが言えるかもしれません。
○ 1 業者当たりの入札件数について 1 業者当たりの入札件数が、A、B、C 等級でばらつきが出ているので、B 等級の業者数を増やして改善していくという方法で検討されていると考えたらいいか。	毎年、検討はしていますが、発注金額の設定があり、その発注金額を定めることが難しいという現状です。

○ B等級の工事の入札について (1) B等級の工事の入札に、A等級の業者が応札しても構わないのか。	できないことになっています。
○ B等級の工事の入札について (2) 条件付一般競争入札にすると、B等級の工事でも、Aの業者が参加できるのか。	条件として、発注金額によって等級が決まっていますので、B等級の工事はB等級の業者でということになります。
○ 他の自治体の状況について 他の自治体の状況について、土木の同等級の工事の落札率は、90%辺りが多いのか。	全体的な落札率は公表されているのでわかりますが、工種ごとの落札率についてはわかりません。また、最低制限価格の事前公表なども落札率が変わる要因になると思います。

「4 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 平成 22 年度 久美浜東部簡易水道事業 佐野甲浄水場新設工事 … 一般競争

意見・質問	回 答 等
○ 分割発注について (1) 水道施設・土木・管工事は 1 つの工事として、また電気設備は別の 1 つの工事として発注することが一般的なのか。	そのような発注が一般的には多いようです。
○ 分割発注について (2) 水道施設・土木・管工事と電気設備工事について、一体工事として発注したり、さらに分割して発注したりする場合もあるのか。	その都度、形式、規模、金額等に応じて、分割・一括も含め適正な発注単位を検討しています。
○ 分割発注について (3) 市では、分割発注方針みたいなものはあるのか。	分離発注基準がありますが、金額だけの要件で定めております。より細かい発注方針については、今後作成したいと思っています。
○ 分割発注について (4) 今回の工事自体をさらに分割して発注することは難しいのか。	今回の工事をさらに分割した場合、経費的にも無駄が発生し、また施工的にも不可能に近いことから、一体工事として発注しました。

<p>○ 最低制限価格について (1)</p> <p>最低制限価格未満での失格が多いことについて、最低制限価格の設定も含め、どのように分析するのか。</p>	<p>浄水場の工事は、発注頻度が少なく、また、見積りで算出する材料等が多いことから、業者にとって設計価格に近い積算をすることが困難であったのではと考えています。</p>
<p>○ 最低制限価格について (2)</p> <p>最低制限価格未満の 5 者について、その中でも 1 億 1 千万円に近いところ 2 者と、1 億 9 百万円前後に 3 者と偏っている傾向は、業者が明らかに誤謬（ごびゅう）をしているということか。</p>	<p>積算の不慣れな分、結果的にばらついたのではないかと思います。</p>
<p>○ 設計について (1)</p> <p>市の設計算出について、採用された見積りが高めだったということにはならないのか。</p>	<p>見積りで算出する材料等については、該当品のメーカーの記載はせず、仕様のみ記載していますので、誤差がでやすいのではないかと思います。また、見積りを取る条件として、最低 3 者から徴取し最低価格を採用して積算はしていますが、本市が取る見積りと業者が取る見積りではその額に差があったのかもしれません。</p>
<p>○ 設計について (2) (意見)</p> <p>性能を確保しながらできるだけ安くというような形は、見積りの表現なり伝達の方法において研究できる余地があるような気はするが。</p>	
<p>○ 見積りで算出する材料等について (1)</p> <p>見積りで算出する材料等について、設計図書の中で仕様は指定されているけれども、実は等級が下のものから上のものまでありうるという状況は、怖いような感じがするが。</p>	<p>施工前に、業者から材料の承認という形で出てきますので、同等の能力、性能があることを見極めた上で使用許可を行っています。</p>
<p>○ 見積りで算出する材料等について (2)</p> <p>使用許可を行う際に、それぞれの思いが違うということで、トラブルになったりしないのか。</p>	<p>トラブルはほとんどありません。</p>

○ 設計について (3) 同等品であれば、性能と値段の差は、そんなに変わらないのではないかと思うが。	1 個の単体であれば差はあまりありませんが、材料が多くなれば差は出てきます。
○ 分割発注について (5) 分離発注基準について、もう 1 回正式に決めていただくことが望ましい。	分離分割発注方針は必要があるものと考えており、来年度に向けて、現在、整備を行っています。

2 平成 22 年度 久美浜東部簡易水道事業 佐野甲取水口・導水管新設工事

… 通常指名競争

※ 初度の入札で全員が最低制限価格未満で失格となったため（不調）、設計書の見直しを行い、再度、指名競争入札を行った案件。

意見・質問	回答等
○ 設計の見直し内容について (1) 設計を見直しされたところはどういうところか。	閲覧設計書において、設計者の意図が十分に伝わらないことがわかりましたので、その表現も含めて該当箇所の設計見直しを行いました。
○ 設計の見直し内容について (2) 具体的にはどのような見直しか。	当初は、排泥管と取水ますとの接続継ぎ手にどのようなものを使うのかということが仕様書において読み取りにくかったので、再度のときにはその部分をできる限り明確にし、耐震性の接続継ぎ手から通常の接続継ぎ手に変えました。
○ 接続継ぎ手について (1) 図面でうまく意図が伝わらないという点が気になるが。	部材については、一括して卸業者に依頼される傾向があり、卸業者の配慮にもよりますが、こちらも、もう少しわかりやすく記載していればと思っています。
○ 接続継ぎ手について (2) 初度の入札で全員失格でなければ、思いと違う接続継ぎ手で工事が始まるが、部材についてのチェックはできるのか。	承認図の段階でメーカー等もすべてわかります。
○ 接続継ぎ手について (3) 当初の設計書でも、よく見れば読み取れたのか。	図面と仕様書をきちっと見れば、おおむねの判断はできたと思います。

<p>○ 過度の設計について (1)</p> <p>初度の入札と再度の入札で予定価格が下がっているが、同じ工事を積算するのに、なぜ金額が変わるのか。</p>	<p>当初の設計では、流入管、流出管、排泥管に同じ高規格のものを使用していましたが、それが一般的かどうか見直したところ、排泥管については、通常継ぎ手でもいいのではないかという判断になり、その分の金額が下がっております。</p>
<p>○ 過度の設計について (2)</p> <p>見直した内容の積算が当初からされていてしかるべきではないか。</p>	<p>紛らわしい表現、過度な設計になっていなかったのかという両方から見直しました。</p>
<p>○ 設計の点検等体制について (1)</p> <p>過度の設計かどうか、市としてはわからなかったのか。</p> <p>最初から安く積算をしておいたほうが合理的ではないかと思うが、点検や照合は行ったのか。</p>	<p>点検、照合ができなかった部分はあります。その部分の不備については、今後正確に行います。</p>
<p>○ 設計の点検等体制について (2)</p> <p>今後の点検や照合について、どのように手当てするのか。</p>	<p>意思統一し、統一した見解で設計を行います。</p>

### 3 平成 22 年度 京丹後市峰山クリーンセンター整備工事 … 通常指名競争

意見・質問	回答等
<p>○ 工事について (1)</p> <p>定期的に同じような整備工事を行っているのか。</p>	<p>毎年行っています。</p>
<p>○ 入札について (1)</p> <p>実際は、随意契約に近いと思うが。</p>	<p>府内では、ほとんどが随意契約で行っていますが、本市では、工事の金額面、透明性、公平性を考慮し、指名競争入札という方法で業者を選定しています。なお、指名競争入札を行った際、近年は技術者の配置が困難という理由での辞退はあっても、性能保証ができないという理由での辞退はありません。今後、性能保証ができないという理由での辞退が多くなるようであれば、随意契約も検討せざるを得ません。</p>
<p>○ 他市等の事例について</p> <p>他市等においても、実質上のメンテナンスは毎回、随意契約でされているところが多いのでは。</p>	<p>そのようです。</p>

<p>○ 工事について (2)</p> <p>同様施設について、あとの整備を競争しやすいような形に設計することは難しいのか。</p>	<p>機械設備メーカーの特殊製品になりますので、後々のメンテナンスを他の業者にとすることは難しいと考えられます。</p>
<p>○ 工事について (3)</p> <p>耐用年数は何年ぐらいか。</p>	<p>施設の耐用年数はありませんが、機械設備ごとに耐用年数があります。機械ごとに耐用年数がありますので、毎年、定期的に工事を行っていくことになっています。</p>
<p>○ 競争性について (1)</p> <p>当クリーンセンター設置業者以外は入りにくくなっているのか。</p>	<p>結果的にはそうになっています。</p>
<p>○ 入札について (2)</p> <p>落札率は例年、97.5%ぐらいか。</p>	<p>結果的に、97%辺りになっています。</p>
<p>○ 競争性について (2)</p> <p>随意契約と入札では、金額的にはどうなるのか。</p>	<p>どのようになるのかはわかりませんが、随意契約では競争相手がいないことがわかってしまいますので、一般的には入札のほうが、競争性を認識されるのではないかと思います。</p>
<p>○ 競争性について (3)</p> <p>結果的に、入札に参加される業者がいるので、どうすればもっと競争にないやすいのか条件を聞いてみてもいいのではないか。性能保証ということがあるために高めになるのではないかと思うが、その性能保証をするために、こういう情報があればやりやすいとか、聞いてみたことはあるか。</p>	<p>聞いてみたことはありません。</p>
<p>○ 競争性について (4) (意見)</p> <p>競争させて合理的な金額でという趣旨からすると、今のままでは形式的で、お互い手間ばかりかけているけれども、結果的にはあまり機能していないということになる。このような工事はメンテナンスが長期間続くので、長期的な視野に立った、競争原理を働かすような手法がないのかなと思う。</p>	

4 平成 22 年度 弥栄地域公民館屋上防水改修工事 …… 通常指名競争

※ 初度の入札で 1 者を残し、残りの全員が最低制限価格未満で失格となり、再度の入札に参加できる業者が 1 者となったため、設計書の見直しを行い、再度、指名競争入札を行った案件。

意見・質問	回答等
○ 設計変更の内容について (1) 設計変更の具体的な内容は。	床の仕上げの張替工事を追加しています。
○ 工事を追加した理由について 追加した理由は。	原課からは屋上の漏水改修と床の改修の要望があり、当初はその両方を組み込んで設計しましたが、予算の関係で当初の入札時には床の改修は盛り込むことができませんでした。しかし、当初の入札の結果について、主たる工事の屋根防水工事の設計価格を算出する際の見積りを精査したところ、もう少し安い単価でもいけるのではないかということになりましたので、床の改修を追加しました。
○ 見積りについて (1) もともと見積りが大きかったのか。	そういうことになります。
○ 見積りについて (2) 価格表はなかったのか、見積りを取るしかなかったのか。	今回の絶縁工法では一般的なものにプレート関係の部品を取り付けることから、その価格に上乗せで価格が組み込まれますし、また、室外機の基礎周りの防水など、物価本に価格がないものもありましたので、見積りを取りました。
○ 見積りについて (3) 見積りをどこに出すのか、というようなルール、内規はなかったのか。	そのようなルール、内規等はありませんでした。
○ 見積りについて (4) 当初の設計のときは、見積りを何社から取られたのか。	近畿圏内に支店のある大手メーカー 3 社を選定し、同じ項目で見積りを取りました。
○ 見積りについて (5) 設計を見直したときは、どの辺りの地域で見積りを取られたのか。	京丹後市内で取りました。

<p>○ 見積りについて (6)</p> <p>当初設計時の見積りと設計を見直したときの見積りに違いが出たのはどうしてか。</p>	<p>建築では、材料単価と手間分を合わせた額で単価が出てきます。その手間分の額ですが、当初の見積先である大手メーカーは一般的な単価で、2 回目の見積先である京丹後市内の業者は、移動距離や近くの施工場所という条件から算出した単価で入れられたので、結果として割安になったのではないかと思います。</p>
<p>○ 見積りについて (7)</p> <p>防水工事は過去にも何度か発注されていると思うが、同じような問題はなかったのか。</p>	<p>今回は初めてだと思います。</p>
<p>○ 見積りについて (8)</p> <p>手間の部分の単価の関係があるので、当初から京丹後市内の業者から見積りを取ったほうがよかったのか。</p>	<p>当初は、大手メーカーのほうが安価であると思い、その単価で設計しましたが、2 回目に徴取した京丹後市内の業者の見積りのほうが多少安価でしたので、結果としてはそのようになります。</p>
<p>○ 今後の見積り方法について</p> <p>今後は同種工事の場合、どうするのか。</p>	<p>物価本にある部分については、物価本とカタログ、工種、規模に合わせて大手メーカーと地元業者から見積りを取ろうと考えています。</p>
<p>○ 設計変更の内容について (2)</p> <p>初度と再度では金額と工事内容は変わっているのか。</p>	<p>防水工事で 1 百万円程度安くなりましたので、その予算で床の張替えを行いました。</p>
<p>○ 積算について</p> <p>初度の入札での積算は異常に高かったのではないか。本来なら、もっと安く工事ができるのに、ものすごく高い積算をしていたということになるのでは。</p>	<p>当初から近隣の専門業者にも見積りを取っておけばよかったのではと思います。なお、初度の入札で一番高かった業者と低かった業者に聞き取りをしましたが、両者とも過大積算等であったことがわかりました。それ以外の 4 者については、ほぼ同等に近い金額であったので、積算についてもそこまで高すぎることはないと思います。また、施工の難易度も高くないので、業者が頑張った金額を入れられたのではとも思います。</p>

5 平成 22 年度 丹後温泉温泉源修繕工事 …… 随意契約

意見・質問	回 答 等
<p>○ 温泉源停止の影響について 温泉源はここしかないのか。この温泉源が止まれば、どれくらいの影響が出るのか。</p>	<p>この温泉源から供給している施設は 13 施設あり、その施設に対する供給源は、この温泉源が唯一です。この温泉源が回復しない限り、13 施設は止まるということになります。</p>
<p>○ 業者の選定理由について (1) 現場に精通し、かつ即座に着手可能な業者というのは、具体的にどのように決まったのか。</p>	<p>この温泉源には電気設備等もありますが、日々稼働状況を確認する必要があることから、業者を選定し、維持管理を行っていただいています。今回の工事に当たり、温泉源に付随する機器の取扱いにも十分精通していることが最低限の条件となっていますので、当該維持管理業者を選定しました。</p>
<p>○ 業者の選定理由について (2) 普段からメンテナンスをしている業者に依頼したということか。</p>	<p>そうです。なお、異常通報自体も当該業者からの通報でした。</p>
<p>○ 工事概要について (1) 既設管はどんな材質のものか。</p>	<p>既設管の材質は鋼管です。今回、その鋼管の空気と水が触れる辺りが腐り、穴が開いたということです。</p>
<p>○ 工事概要について (2) 今回の材質も鋼管なのか。</p>	<p>応急工事を行うに当たり、同じ材質のものを使用した場合、同じ状態になるだろうということで、より腐食に強いステンレスの管を使いました。</p>
<p>○ 予定価格について 予定価格はどのようにして決まったのか。</p>	<p>今回の工事の場合、緊急でありましたので、施設の維持管理業者から見積りを取り、その見積りをもとに積算しました。その結果、落札率も 99.8%となりました。</p>
<p>○ 工事の概要について (3) 既設管の腐食は想定できなかったのか。</p>	<p>温泉の特性上、地上から見るのが非常に難しいため、水中カメラを入れて破損箇所等の調査を行いますが、調査を行う業者も少なく、また 2 百万円程度の費用がかかることから、毎年調査を行うには至っていませんでした。</p>

6 平成 22 年度 京丹後市役所峰山庁舎エコ改修工事 …… 随意契約

意見・質問	回 答 等
○ 工事概要について (1) LED防犯灯は、既設の防犯灯を蛍光管等からLEDに替えたということか。	そのとおりです。頭部の明かりの部分だけを替えました。
○ 工事概要について (2) ポールを建てたのは、ソーラーLEDの照明灯だけか。	そうです。
○ プロポーザルの辞退理由について 辞退された理由は、ヒアリングしたのか。	辞退した 3 者のうち、2 者は現場に配置する技術者が不足しているという理由、1 者は性能に関する最終責任を果たす体制が組めないという理由でした。
○ プロポーザルについて 1 者でプロポーザルを実施しているが、プロポーザルというもののあり方としては、別に問題ないのか。	全国の事例をわかる範囲で調査しましたが、1 者でプロポーザルを実施している事例もありました。また、入札の場合は、競争原理が働かないということで入札そのものが成立しませんが、プロポーザルの場合は、審査基準と基準点を設定し、その基準点を超えなければ採用しないということにしていますので、一定の品質は確保されることになります。
○ 指名業者について 京丹後市内に本店を置く電気工事のA等級業者は何者か。	4 者です。
○ 提案内容の確認について (1) 提案業者の図面や仕様書をもとに見積りをして、積算をしてというような作業はしていないのか。	提案業者の提案内容について、再度、こちらで見積りを取ることはしていません。審査の段階で、一般的な太陽光発電システムの設置価格については確認をしています。
○ 提案内容の確認について (2) 改めて見積りを取って確認しなかった事情は、どのようなものか。	提案の段階で、当初から予定していた価格に入っているという判断をしましたので、それ以上は必要ないと思い、改めて見積りを取っての確認は行いませんでした。
○ 提案内容の確認について (3) 太陽光発電の建築工事的なところの検証はどのような形で行ったのか。	都市計画・建築住宅課が図面等で確認を行い、特に、屋上での工事の関係から、防水や鉄筋への影響がないような施工方法ということで、注意点等がありました。また、施工時には、業者に伝えています。

<p>○ 提案内容の確認について (4)</p> <p>太陽光パネルの価格は確認されているが、建築関係の見積りはそのまま素通りされてしまっているのではないか。</p>	<p>太陽光施設については、架台設備も含めた価格で上限単価を決めていました。提案書の図面等に関しても、建築業者で作成されたと思いますが、こちらではその図面をもとに耐震や防水、既存施設への影響について確認し、細かい点については、さらに業者に指示を出しました。</p>
<p>○ 提案内容の確認について (5)</p> <p>断熱フィルムなど太陽光発電施設以外のものについて、見積りを取って検証してもよかったのではないかと思うし、また随意契約の必要性があったのかという点も疑問に思うが。</p>	<p>断熱フィルムは内装工事の部類に入るので、電気工事と切り離しても可能であったと思いますが、今回は、予算が決まっているということと、太陽光発電施設の条件が決まっているということもありましたので、分けるとどうしても経費など二重に掛かる部分がありますので、効率や業者の工夫を生かすために、一括で発注しました。</p>
<p>○ 工事の効果について</p> <p>断熱フィルムの効果はあったのか。</p>	<p>昨年の猛暑や今年度の節電対策等の関係から電気代での比較はできませんが、職員への聞き取りの中で、去年よりも背中から受ける熱がやわらかくなった、というような話は聞いています。</p>

「4 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回 答 等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告

内 容
<p>角田委員長宛てに文書(2通)が届いた件について、その内容について、本市と京都府及び他の市町村との落札率の比較、予定価格の事前・事後公表について等の意見交換を行った。</p>